

## 5 海岸漂着物対策の推進方針と目指す姿

### (1) 海岸漂着物対策の推進方針

「4 海岸漂着物対策の現状と課題（3）課題」を踏まえ、以下の推進方針に従い、対策を実施する。

- ① 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- ② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進
- ③ 環境教育及び普及啓発の推進
- ④ 多様な主体の適切な役割分担と連携確保の推進

### (2) 海岸漂着物対策の実施箇所

#### ①回収・処理

海岸漂着物処理推進法第14条第2項に則り、漁業や観光産業、海水浴等のレクリエーション等において大きな役割を果たしている海岸の機能を保持することを目的として、重点区域を設定し、海岸漂着物等の回収・処理を実施する。

なお、重点区域は、以下に該当する区域とする。

- ア 漂着物に起因する影響が深刻である
- イ 関係者が連携、協力し合い対策しようとする意向がある

#### ②発生抑制に係る普及啓発

沿岸部だけではなく、県内陸部で発生したごみも河川等を経由し海へ流出すると、海岸漂着物となることから、県内全域を対象とした発生抑制に係る普及啓発を実施する。

### (3) 目指す姿

海岸漂着物対策の推進方針に従い、沿岸部においては海岸漂着物等の回収・処理を実施し、内陸部を含む県内全域で発生抑制に係る普及啓発を実施することにより、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を目指す。